

# 08 環 境

1. 環 境 整 備
2. 墓 地
3. 火 葬 場
4. 環 境 保 全

# 1. 環境整備

## (1) ごみ処理関係

### ① 施設

#### ア ごみ焼却施設

名称 三の倉センター  
 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地 (TEL 23-1103)  
 炉形式 コークスベッド式直接熔融炉方式 170t/日 (85 t/24h × 2系列)  
 (着工 H12.8 竣工 H15.3)

#### イ 破碎ごみ処理・飲料缶圧縮・ビン手選別カレット化・ペットボトル圧縮減容処理施設

名称 リサイクルプラザ  
 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地 (TEL 23-1103)  
 処理能力 34t/日 (火災により一部休止中)

#### ウ 生ごみ堆肥化・BDF製造施設

名称 堆肥化センター  
 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地 (TEL 23-1103)  
 処理能力 堆肥化プラント：1 t/日、BDF製造：100<sup>リットル</sup>/24h × 1系列

#### エ 最終処分場

##### I 名称 大畑センター

所在地 多治見市大畑町大洞48番地の35 (TEL 23-2926)  
 施設 安定型処分場 (埋立容量2,320,729<sup>m<sup>3</sup></sup>、残余容量116,709<sup>m<sup>3</sup></sup> R6年度末)  
 管理型処分場 (クローズドシステム)  
 地下構造物 (埋立場幅30m、長さ142m、深さ8.5~9.5m、  
 埋立容量35,000<sup>m<sup>3</sup></sup>、残余容量19,912<sup>m<sup>3</sup></sup> R6年度末)  
 地上構造物 (屋根 幅35m、長さ147m、高さ8m)  
 (H22.5より開設)

##### II 名称 笠原クリーンセンター

所在地 多治見市笠原町4022番地の7  
 施設 安定型処分場 (埋立容量1,451,795<sup>m<sup>3</sup></sup>、残余容量106,925<sup>m<sup>3</sup></sup> R6年度末)  
 管理型処分場 (埋立容量30,000<sup>m<sup>3</sup></sup>、残余容量29,311<sup>m<sup>3</sup></sup> R6年度末)

### ② 車両

#### ・車両台数

区分	パッカー	トラック	ダンプ	ブルドーザー	ミニバックホー	油圧ショベル	リーチローダ	ホイールローダ	パワーショベル	フォークリフト	散水車	ポンプ車	軽貨物	軽自動車
収集用	16	4	4										1	
場内作業用	3		5	1	1	3	2	1	3	3	1	1	4	
連絡用														3
計	19	4	5	1	1	3	2	1	3	3	1	1	5	3

③ 収集業務

旧多治見市域は燃やすごみ・破碎ごみは直営、資源は委託。旧笠原町域は全てを委託で収集していたため、合併後も従来の方法を引き継いで収集業務を行っている。

- ・ 収集回数 燃やすごみ(週2回) 破碎ごみ(月1回)  
資源(月2回、排出区分により2回に分けて収集)  
天ぷら油・有害ごみ・陶磁器食器(3か月に1回)

④ 廃棄物処理状況

ア 可燃物処理状況

(単位：t)

年度	収集量	持込量	計
2	18,019	13,945	31,964
3	17,588	14,228	31,816
4	17,215	14,650	31,865
5	16,465	14,040	30,505
6	15,981	14,332	30,313

イ 不燃物処理状況

(単位：t)

年度	収集量		持込量			計
	資源	破碎ごみ	資源	破碎ごみ	埋立ごみ	
R2	1,816	238	724	225	669	3,672
3	1,535	169	1,012	333	521	3,570
4	1,193	145	873	223	326	2,760
5	1,296	132	545	164	210	2,347
6	1,399	125	525	159	260	2,451

⑤ 手数料

ア ごみ収集手数料

区分	手数料		
収集運搬処理 (一般家庭分)	指定ゴミ袋	大10袋入り1セットにつき	520円
	指定ゴミ袋	中15袋入り1セットにつき	520円
	指定ゴミ袋	小25袋入り1セットにつき	520円
	粗大ゴミシールを貼り付けた粗大ゴミ	1個につき	520円

イ ごみ持込手数料

種 別		取 扱 区 分		手数料
一般廃棄物	一般家庭	焼却場持込み	20kgまでごとに	160円
		埋立地持込み		
		指定地持込み	スプリングマットレス1枚につき	
	事業者	焼却場持込み	20kgまでごとに (蛍光管の持込みは、この額に1本 当たり20円を加算する)	320円
		埋立地持込み		
	許可業者	焼却場持込み		
埋立地持込み				
産業廃棄物	事業者	焼却場持込み		
		埋立地持込み		

⑥ 許可業者 一般廃棄物の収集運搬 (11業者)

(2) ごみの資源化

ア 循環型社会システム構想 (平成10年度計画策定)

I A段階 目標年次：平成15年、資源化達成目標：40～45% (家庭系ごみ)

平成15年度末の資源化率 32%

- ・家庭ごみの23分別収集を開始
- ・新焼却施設稼働開始 (三の倉センター)
- ・スラグを建設資材として全量活用

II B段階 目標年次：平成22年、資源化達成目標：55～60% (家庭系ごみ)

平成22年度末の資源化率 34%

- ・堆肥化センター稼働開始 (学校給食の残菜や残飯の堆肥化と、モデル地区の家庭から出た生ごみの堆肥化及び23分別収集による天ぷら油のBDF化)
- ・陶磁器リサイクルのモデル地区収集の実施 (平成18年度)

III C段階 目標年次：平成27年、資源化達成目標：40% (家庭系ごみ)

※A、B段階を終了したことで、平成22年に中間検証を実施。資源化率の現状や今後の展望などから、C段階の家庭ごみにおける資源化率の目標を40%とした。

- ・従来の23分別収集に「陶磁器食器」を加え、23分別+1区分を開始 (平成24年度)
- ・小型家電については、分別を行い、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、認定事業者へ引き渡しを開始 (平成25年度)

◎平成28年度に最終検証を行い、「循環型社会システム構想」の年次目標は達成できずに終了しましたが、第3次一般廃棄物処理 (ごみ処理) 基本計画において、「循環型社会システム構想」の基本理念は継続し、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭において、取り組んでいきます。

イ 生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助

生ごみの処理容器や電気式生ごみ処理機の購入者に補助金を交付。

〈補助制度〉

生ごみ処理容器：購入額の1/4、上限2,500円（1世帯2基まで）

生ごみ処理機：購入額の1/4、上限10,000円（1世帯1基まで）

年 度	R 2	3	4	5	6
処理容器（件）	26	13	18	17	7
処理機（件）	10	26	16	22	21
合 計	36	39	34	39	28

ウ 資源集団回収事業奨励金制度(平成3年4月制度化)

〈補助制度〉（令和2年4月改正）

古紙類・古着類……1kgあたり 5円  
 雑 誌……1kgあたり 5円  
 (回収業者補助 雑誌1kgあたり 0.5円)  
 牛 乳 パ ッ ク……1kgあたり 5円  
 ア ル ミ 缶……1kgあたり 5円

資 源 集 団 回 収 量

(単位：t)

年度	段ボール	新 聞	雑 誌	牛乳パック	古 着	アルミ缶	計
R 2	286	458	367	8	50	14	1,183
3	275	435	368	8	47	15	1,148
4	333	548	407	10	61	17	1,377
5	353	480	396	10	55	18	1,312
6	326	373	352	9	37	17	1,115

(3) 畜犬登録

畜犬登録と狂犬病予防注射

(単位：件)

年 度	合計登録件数(新規登録内数)	狂犬病予防注射実施件数
R 2	6,685 (455)	5,480
3	6,476 (457)	5,421
4	6,325 (455)	5,408
5	6,259 (427)	5,344
6	6,164 (445)	5,413

## 2. 墓 地

### (1) 平和霊園

- ・場 所 多治見市脇之島町3丁目24番地
- ・面 積 375,000m<sup>2</sup>
- ・都市計画決定日 昭和41年12月27日
- ・設置年月日 昭和43年4月1日

・使用料、管理料 (令和6年3月末現在)

種 別	区画数 (件)	1 区画 当 り (m <sup>2</sup> 、円)		
		面積	永代使用料	管理料(5年間)
特	44	30	2,250,000	6,800
A-1	63	15	1,050,000	
A-2	180	9	580,000	
B-1	320	6.25	370,000	
B-2	174	5	270,000	
C	1,618	4	200,000	
D	64	4	180,000	
計	2,463			

※管理料については、平成25年度使用許可分から

### (2) 北市場霊園

- ・場 所 多治見市金岡町4丁目10番地
- ・面 積 32,832m<sup>2</sup>
- ・区画数 2,002区画
- ・使用料 1m<sup>2</sup>当たり 永代使用料 50,000円
- ・管理料 6,800円(5年間)

※管理料については、平成25年度使用許可分から

### (3) 森下霊園

- ・場 所 多治見市笠原町字森下1648番地の50
- ・面 積 8,949m<sup>2</sup>
- ・区画数 827区画
- ・使用料 1区画(4m<sup>2</sup>)当たり 永代使用料 100,000円
- ・管理料 6,800円(5年間)

※管理料については、平成25年度使用許可分から

### (4) 北市場霊園合葬式墓地

- ・場 所 多治見市金岡町4丁目10番地
- ・個別埋蔵 120,000円(20年間専用骨壺で埋蔵後、共同埋蔵) ※延長可
- ・共同埋蔵 50,000円

### 3. 火 葬 場

#### (1) 施設の概要

多治見市火葬場「華立やすらぎの杜」

- ・ 建 設 平成28年 3 月
- ・ 場 所 多治見市大藪町字上迫間洞249番地
- ・ 敷地面積 20,126.99㎡
- ・ 建物面積 2,939.72㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
- ・ 火 葬 炉 6基 (2炉1系列) ※お別れ室 6室 待合室 3室
- ・ 多目的炉 1基

#### (2) 火葬炉使用状況及び使用料金

令和6年度

区 分	市 内		市 外		産褥物等	
	大人	小人	大人	小人	市内	市外
使用数	1,420	3	88	0	9	2
使用料金 (1件当り)	10,000円	5,000円	50,000円	25,000円	1,500円	3,000円

#### (3) 多目的炉使用状況及び使用料金

令和6年度

区 分	市 内			市 外		
	大型	中型	小型	大型	中型	小型
使用数	13	65	500	2	0	6
使用料金 (1件当り)	7,000円	6,000円	5,000円	14,000円	12,000円	10,000円

大 型	体高 60 センチメートル以上
中 型	体高 30 センチメートル以上 60 センチメートル未満
小 型	体高 30 センチメートル未満

#### (4) 式場、待合室及び霊安室使用状況及び使用料金

令和6年度

区 分	市 内				市 外			
	全面	一部	待合室	霊安室	全面	一部	待合室	霊安室
使用数	11	66	1,009	8	0	0	62	0
使用料金 (1件当り)	71,290円	50,930円	1,440円	5,090円	356,480円	254,630円	7,120円	25,470円

## 4. 環 境 保 全

### (1) 公害苦情受付件数

(単位：件)

区 分	R 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大気汚染	1	1	2	4	3
水 質	6	14	21	16	16
騒 音	7	15	22	18	12
振 動	1	3	0	0	0
悪 臭	6	5	8	8	10
そ の 他	2	4	3	0	3
計	23	42	56	46	※ 43

※複合案件あり

### (2) 特定外来生物（アライグマ及びヌートリア）防除

(単位：頭)

種 別	R 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アライグマ (カニアライグマを含む)	23	21	27	19	50
ヌートリア	0	0	1	7	4
計	23	21	28	26	54

### (3) 土岐川水質測定結果（測定地点：天ヶ橋）

(年平均値)

項 目	単 位	R 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
S S	mg/ℓ	3.9	2.9	2.6	2.6	2.9
B O D	mg/ℓ	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7

※S S：水中に浮遊している物質（2mm以上の木片や1μm以下の微細な物は含まない）の量のこと、数値が大きいほどその水が汚れていることを示す。

※B O D：水中の有機性物質を微生物が分解するときに必要な酸素量のこと、数値が大きいほどその水が汚れていることを示す。

### (4) 大気汚染自動測定結果（測定地点：笠原測定局（R 5まで）、県多治見測定局（R 6））

(年平均値)

測 定 項 目 (単位)	R 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
二酸化硫黄 SO <sub>2</sub> (ppm)	0.004	0.003	0.002	0.000	0.000
一酸化窒素 NO (ppm)	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001
二酸化窒素 NO <sub>2</sub> (ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.007
浮遊粒子状物質 SPM (mg/m <sup>3</sup> )	0.012	0.010	0.010	0.010	0.012
光化学オキシダント O <sub>x</sub> (ppm)	0.029	0.031	0.030	0.030	0.029
微小粒子状物質 PM <sub>2.5</sub> (μg/m <sup>3</sup> )	6.7	4.8	5.7	7.7	8.1

(5) 住宅用新エネルギーシステム設置補助事業（平成22年度から開始）

太陽光発電システム及び燃料電池システム設置者に対し、その経費の一部を補助することで、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的とした補助金制度。

〈補助制度〉（令和4年3月改正）

- ①太陽光発電システム 1kWあたり1.5万円 上限6万円 の補助  
ただし、下記②～④のいずれかのシステムを同時に設置した者に限る
- ②燃料電池システム 1基あたり5万円 の補助
- ③蓄電池システム 1kWhあたり1万円 上限10万円 の補助
- ④次世代自動車充給電システム 1件あたり6万円 の補助

	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
太陽光発電システム補助件数（件）	33	24	40	22	24
燃料電池システム（基）	14	13	6	1	0
蓄電池システム（件）	61	55	80	75	60
次世代自動車充給電システム（件）	2	1	5	4	1

(6) 太陽光発電設備等設置補助事業（令和4年度から開始）

脱炭素移行及び再生可能エネルギーの活用促進を図るため、岐阜県が国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、太陽光発電設備等を購入し設置する県民に対して、各市町村を通過して間接交付を実施する補助金制度。

〈補助制度〉（令和6年4月改正）

- ①太陽光発電システム 1kWあたり7万円 上限5kW（35万円）の補助
- ③蓄電池システム 蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の3分の1  
上限5kWh（25万8千円）の補助

	R 4 年度	5 年度	6 年度
太陽光発電システム補助件数（件）	4	30	17
蓄電池システム（件）	4	30	17